報道関係各位

2025 年 1 月 17 日
株式会社スマートプラス
株式会社 Finatext ホールディングス

スマートプラスとファイナンシャルスタンダードが共同開発した投資一任運用サービス「Smart Manager」を、IFA 企業のプルーデント・ジャパン FS が独自ブランド「プルーデントラップ」として仲介開始

次世代金融インフラの提供を通して組込型金融を実現する Finatext グループの株式会社スマートプラス（本社：東京都千代田区、代表取締役：小林 紀子、以下「当社」）は、当社とファイナンシャルスタンダード株式会社（本社：東京都千代田区、代表取締役：福田 猛、以下「ファイナンシャルスタンダード」）が共同開発した投資一任運用サービス「Smart Manager（スマートマネージャー）」が、プルーデント・ジャパン・ファイナンシャル・サービス株式会社（本社：東京都中央区、代表取締役社長：木村 諭、以下「プルーデント・ジャパン FS」）に採用され、独自ブランドの投資一任運用サービス「プルーデントラップ」としてお客様向けに提供を開始したことをお知らせいたします。



■ 提供背景

プルーデント・ジャパン FS は、『「ウェルビーイング」の探求を通して顧客と私たちを幸せにする。』という志を掲げ、確定拠出年金（DC）のご相談を起点としたみなさまとつながり続け、顧客の「知らない」を無くすよう努めています。これまで、特に「資産形成」と「資産防衛」という考え方に基づいて、多くの金融商品の選択肢の中からお客様のニーズにあった提案ができる環境を整えてきました。また、昨年から始まった新しい NISA 制度により新たに証券市場へ参加する個人投資家が増加する中、個人向け投資一任型の資産運用サービスの契約金額も拡大が続いています。同社は、そうした投資一任型の資産運用サービスの拡大を背景に、自社で提供できる新しい投資一任運用サービスの取り扱いを検討してきました。

■ Smart Manager の選定理由

プルーデント・ジャパン FS は、幅広い金融商品の取扱いをもとにお客様のニーズや状況を伺い、長期にわたる運用目標や戦略を組み立てています。「Smart Manager」は、ゴールベースアプローチ※を採用しており、NISA 制度におけるつみたて投資枠並びに成長投資枠の併用ができるなど、お客さま一人一人のニーズに寄り添った資産運用の提案を行う上で、最適な投資一任運用サービスであると判断いただきました。

また「Smart Manager」は、当社の投資一任サービスプラットフォーム「Digital Wealth Manager（以下、「DWM」）」を活用して開発された投資一任運用サービスです。「DWM」は仲介・媒介業者が容易かつ迅速にセルフブランドのデジタルラップサービスの構築・提供が可能なため、プルーデント・ジャパン FS のブランドを冠した「プルーデントラップ」としてサービス提供ができることも選定理由となりました。

※ゴールベースアプローチとは、達成したい目標を予め設定し、目標を達成するための運用計画を立てて資産運用を行う手法のことです。資産運用をしている期間中、一定の期間で運用状況を確認し、運用の見直しを行うことで目標を着実かつ効率的に達成しようとするもので、米国では 1990 年代から普及し浸透しています。

■「プルーデントラップ」について

「プルーデントラップ」は、当社の投資一任プラットフォーム「DWM」を活用し、大手 IFA 企業であるファイナンシャルスタンダードと共同開発した投資一任運用サービス「Smart Manager」を、プルーデント・ジャパン FS が自社ブランド「プルーデントラップ」として提供するものです。2024 年 1 月から制度変更された NISA 制度に対応している他、ゴールベースアプローチを用いて、米株ならびに米 ETF 戦略 10 コース、投資信託戦略 2 コース、国内株ならびに国内 ETF 戦略 4 コースの計 16 コースの特徴的な運用戦略（2025 年 1 月時点）からご自身にあった戦略を選択することができます。 また、目的別口座を 21 個まで作成できるため、目的に合わせた戦略を選択して運用を開始することが可能です。

・「DWM」の詳細：https://smartplus-sec.com/digital-wealth-manager/
・「Smart Manager」の詳細：https://smartplus-sec.com/news/press/20240105/

商品内容

契約単位	米株ならびに米 ETF 戦略コース：500 ドル以上 1 セント単位 投資信託戦略コース：1 万円以上 1 円単位（つみたては 5,000 円より可能） 国内株ならびに国内 ETF 戦略コース：1 万円以上 1 円単位
契約期間	契約締結から、解約事由が生じるまでの期間 契約締結日：お客様が電子署名に同意した日
運用開始日	目的別口座ごとに最初に証券の買付を行った日
投資対象	米国株式市場上場の個別株/米国株式市場上場の ETF/国内公募投資信託/国内株式市場上場の個別株/国内株式市場上場の ETF
資産配分比率の見直し	原則四半期に一度（相場の急変時など、市況の動向により見直し頻度が変わる可能性がございます）
リバランス	スマートプラスの裁量にて適切なタイミングでリバランスを行います。リバランスにより、お客様の資産に応じた最適なポートフォリオが維持できるように努めます。
目的別口座	お客さまの用途に応じた目的別口座を作成可能です。各目的別口座で別々のポートフォリオを設定できます。目的別口座は最大 21 個（内、米国株式のポートフォリオ 10 個、国内公募投資信託のポートフォリオ1個、国内株式のポートフォリオ 10 個）まで作成可能です。
増額	任意のタイミングで目的別口座の増額ができます。 金額：1 万円以上 1 円単位（円）100 ドル以上 1 ドル単位（ドル）
つみたて増額	定期的（月に 1 度）に目的別口座の増額ができます。 金額：1 万円以上 1 円単位（円）100 ドル以上 1 ドル単位（ドル）

減額	任意のタイミングで目的別口座の減額ができます。 金額:1 万円以上 1 円単位(円)100 ドル以上 1 ドル単位(ドル)。但し、目的別口座の残高の 8 割を超える減額はできません。
目的別口座閉鎖	任意のタイミングで目的別口座の閉鎖ができます。目的別口座を閉鎖すると、目的別口座内の資産が全て現金化されて減額されます。
運用報告書	半期に 1 度、お客様に運用報告書を発行、交付いたします。
取引報告書	売買が発生するごとにお客様に取引報告書を発行、交付いたします。
取引残高報告書	四半期に一度、お客様に取引残高報告書を発行、交付いたします。
特定口座 年間取引報告書	年間に 1 度、特定口座をお持ちのお客様に特定口座年間取引報告書を発行、交付いたします。
譲渡損益	特定口座(源泉徴収あり)の場合は自動で計算、税金分が徴収されます。 特定口座の損益は他のスマートプラスのサービスと合算されて計算されます。

「プルーデントラップ」留意事項

スマートプラスは、証券口座管理および投資一任運用を行います。
プルーデント・ジャパン FS は、証券口座開設および投資一任契約の媒介を行います。
ファイナンシャルスタンダードはスマートプラスに対して投資助言を行います。

以 上

【プルーデント・ジャパン・ファイナンシャル・サービス株式会社について】

プルーデント・ジャパン・ファイナンシャル・サービスは、グループシナジーを最大限に発揮し、企業年金分野の多くの実務や金融商品仲介業の資産形成アドバイス等々、様々な金融業界の既成枠にとらわれないハイスペックな知識やノウハウを構築した集団です。個人のお客さまへのライフプランニングやファイナンシャルプランニング、法人のお客さまへの財務戦略や事業承継支援などはもちろんのこと、定期的な研修や会議を実施して相互研鑽に努めております。

会社名	:	プルーデント・ジャパン・ファイナンシャル・サービス株式会社 金融商品仲介業者 関東財務局長(金仲)第 976 号
代表者	:	代表取締役社長 木村 諭
本社所在地	:	〒104-0033 東京都中央区新川 1-17-22 松井ビル 2F
事業内容	:	ファイナンシャルプランニング業務、金融・投資・保険のコンサルティング業務、生命保険の募集に関する業務、損害保険代理業、セミナー講師の育成・指導に関する業務、各種セミナー・講演会の開催
設立	:	2003 年 8 月 22 日
公式サイト	:	https://www.pjfs.co.jp/

【ファイナンシャルスタンダード株式会社について】

金融機関に属さない独立系ファイナンシャルアドバイザー会社として 2012 年に設立。主に個人のお客様にゴールベースアプローチに基づいた長期資産運用を実現していただくことを目指す。顧客数は 7,540 名、仲介預かり資産は約 2,163 億 9,400 万円※(2024 年 12 月末時点)。

※顧客数(残有口座数)は楽天証券のみ。仲介預かり残高は、楽天証券およびスマートプラスの合計

会社名	：	ファイナンシャルスタンダード株式会社 金融商品仲介業(関東財務局長(金仲)第 620 号) 金融商品取引業者(投資助言・代理業)関東財務局長(金商)第 3067 号
代表者	：	代表取締役　福田 猛
設立	：	2012 年 10 月
所在地	：	本店 有楽町オフィス　東京都千代田区有楽町 2-7-1　有楽町イトシアオフィスタワー16 階 支店 名古屋オフィス　愛知県名古屋市中村区名鉄 3-19-14　第 2 名古屋三交ビル 4 階 支店 大阪オフィス　大阪府大阪市北区茶屋町 19-19　アプローズタワー11 階 支店 福岡オフィス　福岡県福岡市中央区今泉 1-20-2　天神 MENT ビル 5 階
事業内容	：	金融商品仲介業、金融商品取引業(投資助言、代理業)、生命保険代理店、不動産仲介業、資産形成・資産運用コンサルティングサービス、不動産コンサルティングサービス、相続コンサルティングサービス
加入協会	：	一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人日本金融商品仲介業協会、一般社団法人保険乗合代理店協会
公式サイト	：	https://fstandard.co.jp/

【Finatext グループと株式会社スマートプラスについて】

Finatext グループは、「金融を“サービス”として再発明する」をミッションに掲げ、次世代金融インフラの提供を通して組込型金融を実現するフィンテック企業グループです。金融サービスのあるべき姿をユーザー視点から見直し、パートナー事業者と共に新しい金融サービスを開発する「株式会社 Finatext」、オルタナティブデータ解析サービスの「株式会社ナウキャスト」、証券ビジネスプラットフォームを提供する「株式会社スマートプラス」、次世代型デジタル保険の「スマートプラス少額短期保険株式会社」といった事業会社を擁し、「金融がもっと暮らしに寄り添う世の中」の実現を目指しています。

会社名	：	株式会社 Finatext ホールディングス
代表者	：	代表取締役社長 CEO 林 良太
証券コード	：	東証グロース市場 4419
設立	：	2013 年 12 月
所在地	：	東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号 住友不動産九段ビル 9 階
公式サイト	：	https://hd.finatext.com/

■株式会社スマートプラス

株式会社スマートプラスは、証券ビジネスプラットフォーム「BaaS(バース):Brokerage as a Service」を軸に、事業者による自社顧客向け証券サービスの提供を支援するフィンテック企業です。次世代金融インフラの提供を通して組込型金融を実現する Finatext グループにおいて、証券領域における金融インフラストラクチャ事業を担っています。

会社名	：	株式会社スマートプラス　金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第 3031 号
代表者	：	代表取締役 小林 紀子
設立	：	2017 年 3 月
所在地	：	東京都千代田区九段北一丁目 8 番 10 号 住友不動産九段ビル 9 階

事業内容	：	金融商品取引業
加入協会	：	日本証券業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、 一般社団法人日本投資顧問業協会
公式サイト	：	https://smartplus-sec.com/

商号等：株式会社スマートプラス
金融商品取引業者：関東財務局長（金商）第 3031 号
加入協会：日本証券業協会・一般社団法人日本投資顧問業協会・一般社団法人第二種金融商品取引業協会
＜重要事項＞
■口座開設・お取引に関するご留意事項
・スマートプラスでお取引いただくこととなった際には、各商品等に所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
・株式のお取引については、株価の下落により損失を被ることがあります。また、倒産等、発行会社の財務状態の悪化により損失を被ることがあります。投資信託のお取引についても基準価額の下落等により損失が生じる恐れがあります。
・為替取引を伴う外国証券の取引については、前述に加えて為替相場の変動による損失を被ることがあります。
・レバレッジ型・インバース型 ETF は運用にあたっての諸費用等により対象とする原指標と基準価格に差が生じる場合があり、中長期にあたってはその乖離が大きくなる可能性があるほか、複利効果により利益を得にくくなる場合があります。
・当社における各種口座開設に際しては当社所定の審査があります。
・資料等の中で個別銘柄が表示もしくは言及されている場合は、あくまで例示として掲示したものであり、当該銘柄の売買を勧誘・推奨するものではありません。
・お取引に際しては当社から交付される契約締結前交付書面、目論見書その他の交付書面や契約書等をよくお読みください。
■投資一任契約に関するご留意事項
・スマートプラスと投資一任契約を締結した際には、所定の手数料や諸経費等をご負担いただく場合があります。
・当社がお客様と締結する投資一任契約に基づき投資運用を行うもので、投資元本は保証されるものではなく、運用による損益はすべてお客さまに帰属します。
・投資対象は、値動きのある国内外の有価証券等となりますので、株価、金利、通貨の価格等の指標に係る変動や発行体の信用状況等の変化を原因として損失が生じ投資元本を割り込むおそれがあります。
・投資一任契約お申込みの前に、契約締結前交付書面や約款等をよくご確認いただき、ご理解のうえお申し込みください。
・投資一任契約にはクーリング・オフ（金融商品取引法第 37 条の6の規定）は適用されません。
・表示される過去の運用成績については将来の運用成果を保証するものではありません。